

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	郡司 彰（民主）	金子 恵美（民主）	岩永 浩美（自民）
理事	主濱 了（民主）	亀井 亜紀子（民主）	牧野 たかお（自民）
理事	平野 達男（民主）	川崎 稔（民主）	山田 俊男（自民）
理事	加治屋 義人（自民）	芝 博一（民主）	澤 雄二（公明）
理事	野村 哲郎（自民）	藤原 良信（民主）	谷合 正明（公明）
	青木 愛（民主）	舟山 康江（民主）	紙 智子（共産）
	一川 保夫（民主）	市川 一郎（自民）	

（20.2.20 現在）

（1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類19件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に、水産加工原材料の供給事情がさらに悪化していること等にかんがみ、水産加工資金の融通を図るため、現行法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、水産加工資金を今後も存続させる意義と資金の利用促進策、新たな漁業経営安定対策の在り方と加入見通し等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案は、独立行政法人の整理合理化を推進するため、平成20年4月1日に独立行政法人緑資源機構法を廃止して同機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産

業研究センターに承継させる等の措置を講じようとするものである。

委員会では、緑資源機構官製談合に係る林野庁の監督責任と再発防止に向けた取組、同機構廃止後の事業の在り方と国有林野事業特別会計見直しとの関係、今後の同機構の職員の処遇方針等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案は、生糸の輸入調整措置に基づき輸入生糸から徴収する調整金収入が激減し、これを財源とする蚕糸業振興事業の仕組みが有効に機能しなくなっていることにかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止しようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改める修正が行われた。

委員会では、蚕糸業の現状と今後の振興策、新たな蚕糸対策の具体的内容と養蚕農家への支援方法、生糸の新規用途拡大に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の森林吸収目標を達成することの重要性にかんがみ、平成24年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣による基本指針、都道府県知事による基本方針及び市町村による特定間伐等促進計画について定めるとともに、同計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため交付金を交付する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、間伐補助事業における採択要件緩和の必要性、美しい森林づくり基盤整備交付金の効果とその増額の必要性、森林整備等を目的とした環境税の創設等新たな税財源措置導入の必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものである。

委員会では、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスの確保に向けた取組、食料供給と競合しないセルロース系原材料からのバイオ燃料の製造に関する技術開発の重要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付され

た。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成19年以来の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景に、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、本法の適用期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、ハサップ手法について消費者の認知度を高める必要性、食品産業における中小企業での導入促進策、食品製造事業者に対する義務化の在り方等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

2月20日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、配合飼料価格安定制度の抜本の見直しの必要性、飼料費上昇に伴う生産コスト増が小売価格に転嫁されない現状、民間団体による飲用乳価に係る交渉への政府関与の必要性、飼料用米の増産対策等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

3月18日、平成20年度の農林水産行政の基本施策について、若林農林水産大臣から所信を聴取し、3月25日、これに対し、世界的な穀物価格高騰の現状、各国による穀物等の輸出規制措置についてのWTO上の取扱い、米価下落の中で農地の流動化や生産の組織化を進める方策、中国製冷凍餃子問題を発端とした中国産野菜の大幅な輸入減少による影響と対策、間伐を促進するため林業の担い手対策を強化する必要性、明石海峡で発生

した油流出事故によるノリ被害への対応等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度農林水産省予算等の審査を行い、各都道府県が自主的に行うBSE全頭検査への国の対応方針、農林水産省の「食料の未来を描く戦略会議」設置のねらい、森林の管理・保全・整備における国の責任、IWC(国際捕鯨委員会)における商業捕鯨再開の展望等について質疑を行った。

4月8日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する決議を行った。

4月10日、農林水産に関する調査を議題とし、米緊急対策において全国農業協同組合連合会が平成18年産米の販売残10万トン相当量を非主食用に処理することとした経緯、平成20年産米の生産調整達成に向けた取組、政府の米消費拡大対策等について質疑を行った。

5月13日、農林水産に関する調査を議題とし、世界的な食料価格高騰の要因、米国産輸入牛肉のせき柱混入が国内民間加工施設で確認されたことに対する国の責任、牛のヨーネ病に対するリスク評価実施の必要性等について質疑を行った。なお、政府に対し、米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議を行った。

5月20日、農林水産に関する調査を議題とし、地球温暖化が農林水産業に与える影響、特定危険部位混入にもかかわらず米国産牛肉輸入を全面停止しない理由、全国的な農地集積状況把握の必要性と効果的な支援策の在り方等について質疑を行った。

5月22日、農林水産に関する調査を議題と

し、ミニマム・アクセス米の入札予定価格設定の考え方、バイオ燃料原料と食料との競合を避けるとの我が国の考えを世界に発信する必要性、飼料価格高騰対策に対する要望等について質疑を行った。

5月27日、農林水産に関する調査を議題とし、ミニマム・アクセス米輸入の意義と輸入制度見直し、食料輸出国による輸出規制の発動に対し規律強化を求める必要性、総務省の勧告を踏まえた輸入食品検査の改善策等について質疑を行った。

6月5日、備蓄米及び新規需要米(飼料用米)等に関する実情調査のため、東京都及び山形県において、関東農政局東京農政事務所深川政府倉庫、株式会社平田牧場千本杉農場、遊佐町内飼料用米生産ほ場等を視察した。

6月10日、農林水産に関する調査を議題とし、食料自給率の向上に向けた農産物価格と生産費の差額補てんの必要性、米粉等に対する支援措置の拡充、畜産・酪農経営安定対策の在り方を見直す必要性等について質疑を行った。なお、政府に対し、国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

平成20年2月20日(水)(第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官、伊藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

主濱了君(民主)、金子恵美君(民主)、舟山康江君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。
平成20年3月18日(火)(第2回)
- 平成20年度の農林水産行政の基本施策に関する件について若林農林水産大臣から所信を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成20年度の農林水産行政の基本施策に関する件について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、主濱了君(民主)、加治屋義人君(自民)、市川一朗君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年3月27日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

主濱了君(民主)、藤原良信君(民主)、牧

野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について若林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、主濱了君(民主)、舟山康江君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年3月31日(月)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

亀井亜紀子君(民主)、金子恵美君(民主)、米長晴信君(民主)、紙智子君(共産)

(閣法第22号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年4月8日(火)(第6回)

- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対す

る非難及び調査事業の継続実施等に関する決議を行った。

平成20年4月10日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第23号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

- 米緊急対策(平成19年10月29日)に関する件、全国農業協同組合連合会による平成18年産米の販売残10万トン相当量の非主食用(飼料)処理に関する件、平成20年産米の生産調整に関する件、米の消費拡大に向けた取組に関する件、飼料用米生産の取組に関する件、WTO交渉に関する件等について若林農林水産大臣、池坊文部科学副大臣、澤農林水産大臣政務官、政府参考人、参考人全国農業協同組合連合会代表理事理事長宮下弘君、同連合会常務理事米本博一君、全国農業協同組合中央会常務理事富士重夫君及び同中央会専務理事向井地純一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、加治屋義人君(自民)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

平成20年4月24日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

一川保夫君(民主)、金子恵美君(民主)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

平成20年5月8日(木)(第9回)

- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第38号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月13日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中山間地域の農業政策に関する件、国際的な食料価格高騰問題に関する件、米国産輸入牛肉への特定危険部位混入問題に関する件、中国産冷凍餃子問題に関する件、牛のヨーネ病のリスク評価・管理に関する件、新たな漁業経営安定対策に関する件等について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

一川保夫君(民主)、藤原良信君(民主)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議を行った。

- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月20日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化と食料安定供給に関する件、米国産牛肉輸入に関する件、自然体験学習の推進に関する件、農地の面的集積の推進に関する件、鳥インフルエンザ対策に関する件、食料価格高騰問題に関する件、ミニマムアクセス米に関する件等について若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、米長晴信君(民主)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41

号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、加藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋千秋君(民主)、舟山康江君(民主)、
山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、
紙智子君(共産)

(閣法第41号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ミニマムアクセス米に関する件、バイオ燃料に関する件、食料自給率の向上に関する件、農地政策に関する件、飼料価格高騰対策に関する件、森林の環境整備に関する件、中山間地域の農業政策に関する件、輸入食品の検査体制に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、加治屋義人君(自民)、
谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。
- 平成20年5月27日(火)(第13回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋千秋君(民主)、米長晴信君(民主)、
野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、
紙智子君(共産)

(閣法第42号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産
反対会派 なし

- ミニマムアクセス米に関する件、食料自給率

の向上に関する件、WTO農業交渉に関する件、バイオ燃料に関する件、輸入食品の検査体制に関する件、林業の新生産システムに関する件、諫早湾干拓の中長期開門調査に関する件等について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、亀井亜紀子君(民主)、
市川一朗君(自民)、谷合正明君(公明)、
紙智子君(共産)

平成20年6月10日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アフリカ開発会議及び若林農林水産大臣の欧州出張の結果について若林農林水産大臣から報告を聞いた。
- 国際的な食料価格高騰問題に関する件、食料自給率の向上に関する件、水田・畑作経営所得安定対策に関する件、農産物の輸出促進に関する件、米粉及び新規需要米に関する件、農地政策に関する件、農村政策に関する件、畜産・酪農経営安定対策に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、主濱了君(民主)、一川保夫君(民主)、山田俊男君(自民)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議を行った。
- 平成20年6月20日(金)(第15回)
- 請願第1033号外18件を審査した。
 - 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

畜産物価格等に関する決議

配合飼料価格の急激な高騰、WTO農業交渉及びEPA交渉の本格化など、我が国の畜産・酪農経営を取り巻く情勢は、極めて厳しいものがある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成20年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 飼料や原油価格の高騰等による生産コストの急激な上昇やWTO農業交渉、EPA交渉の本格化等を踏まえ、自給率の向上と安全・安心な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って取り組めるよう、畜産・酪農政策を確立すること。

二 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、通常補てん基金が財源の上で安定的に運営されるよう万全の措置を講ずること。

また、今後制度の見直しについても検討を行うこと。

三 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等を反映し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を踏まえて適正に決定すること。

さらに、生乳の需給安定を図るため、脱脂乳の需要開発、液状乳製品・チーズ向けの生乳の供給拡大、牛乳・乳製品の消費拡大等に努めること。

四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

五 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、エコフィード、未活用・低利用資源の利用拡大、稲発酵粗飼料や飼料用米の利用拡大及び水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進すること。

六 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。

七 飼料価格の高騰に伴い、農家の生産性向上に向けた努力にもかかわらず、畜産物価格が上昇せざるを得ない状況について流通業者や消費者の理解が得られるよう、広報・啓発に努めるとともに、生産者団体や消費者団体の取組を支援すること。

八 山場を迎えたWTO農業交渉やEPA交渉に当たっては、平成18年12月に行った本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難 及び調査事業の継続実施等に関する決議

我が国が、南極海において国際捕鯨取締条約（IWC条約）第8条に基づき、加盟国の正当な権利として適法かつ科学的に実施している鯨類捕獲調査事業に対し、今調査期間中、反捕鯨団体であるシーシェパードなどが数次にわたり展開した国際法に反する極めて悪質で許し難い海賊行為ともいふべきテロ行為・犯罪行為を、本委員会は強く非難する。

一連のテロ行為・犯罪行為は、日本籍船に対する違法な侵入行為であり、また、警備乗船中の海上保安官並びに乗組員を負傷させ、更にIWC条約に基づき行っている鯨類捕獲調査事業に重大な被害を与えるなど、我が国の主権を著しく侵害するものであり、これに対し、日本政府は、厳正な処置を講ずべきである。

よって政府は、捕鯨問題に対しては、関係省庁一丸となり毅然たる姿勢をもって対処するとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国が行う鯨類資源の科学的な調査については、海上保安庁の警備体制の充実等妨害対策を強化するとともに、今回のようなテロ行為・犯罪行為が行われた場合には、我が国国内法に照らし厳正に処置すること。

また、その旨を国内外に明らかにすること。

二 かかるテロ行為・犯罪行為の再発を防止するため、今回の行為に関係した者に対し、豪州、オランダ及び米国をはじめ関係国政府がそれぞれの法規に基づき厳正に処置することを強く要請する等、最大限の努力を傾注すること。

三 我が国の南極海鯨類捕獲調査が鯨類の生態を明らかにする上で大きな役割を果たし、かつIWC科学委員会でも各国から高く評価されていることを踏まえ、南極海鯨類捕獲調査事業については、今後とも継続実施することとし、引き続き充実した鯨類捕獲調査が円滑に実施されるよう、国内外に対する的確な情報の提供を行うとともに、必要な財政措置を講じる等、その環境を整備すること。

右決議する。

米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議

我が国は、平成15年12月に米国で初めて牛海綿状脳症（BSE）が確認されたことを受け、同国からの牛肉輸入を全面停止した。平成17年12月の輸入再開に当たっては、日米間の合意に基づき、特定危険部位が完全に除去され、かつ、20か月齢以下の牛由来の牛肉に限るとする輸入条件を設けるとともに、輸入条件に関する食品安全委員会の食品健康影響評価により、我が国のリスク管理機関に対し、米国におけるBSE対策の徹底状況等に対する監視の強化を求める付帯事項が盛り込まれた。

しかしながら、輸入再開直後の平成18年1月、輸入条件に基づき除去しなければならない特定危険部位の一つであるせき柱の混入が判明し、我が国は再度、輸入を全面停止した。これを受け、我が国は、米国の対日輸出施設すべてに対する現地査察等を行った結果、輸入条件の遵守が確認されたことから、平成18年7月、あらためて輸入を再開した。その後も、特定危険部位ではないものの、米国政府発行の衛生証明書に記載のない胸腺等の混入が度々確認され、その都度、我が国は当該牛肉の出荷施設に限り輸入一時停止措置を講ずるなどの対策を余儀なくされてきた。

しかるに、本年4月、再び、せき柱を含んだ牛肉の混入が確認された。これは、これまで日米両国がその確保に努めてきた米国産輸入牛肉の安全性を根本から揺るがし、消費者の信頼を大きく損

なる重大な問題である。

よって政府は、食品の安全性の確保と国民の健康の保護を図る観点から、次の事項について万全な措置を講ずべきである。

- 一 政府は、食品安全基本法により食品の安全性の確保に関する施策を総合的に実施する責務を有することにかんがみ、米国政府に対し、せき柱混入についての早急な原因究明及び的確な再発防止策の実施を強く要請し、同国からの誠意ある対応がない場合、牛肉の輸入停止も視野に入れた更なる措置も検討すること。
 - 二 水際の輸入時検査の強化を図るとともに、輸入業者等に対し、安全確保に関する責任の明確化、貨物の倉庫搬入時及び国内流通時における検品の徹底を指示することにより、輸入システムの徹底を図ること。
 - 三 今後も対日輸出施設における輸入条件の遵守状況及び安全管理体制を定期的に確認するため、米国政府による年次査察及び我が国による現地査察を通じて、安全確保を図ること。
 - 四 輸入条件の見直しに関する日米間の協議については、米国における牛由来の肉骨粉等飼料規制を含めたBSE対策の徹底状況等を慎重に見極めた上で、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づいて適切に対応すること。
- 右決議する。

国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議

世界の食料事情は、昨今の食料の需給ひっ迫及び価格高騰によって大きく変化している。特に、基本的な食料である米、麦、トウモロコシ等の穀物価格の急激な高騰は、途上国を中心とした暴動の発生等、社会不安を引き起こしている。こうした状況は、世界的な人口増、地球温暖化等による気候変動、途上国における食生活の高度化等といった構造的な要因とともに、原油価格の高騰、食料輸出国による輸出規制、食料のバイオ燃料仕向け量の急増、そして市場への投機資金の流入等、様々な要因によるものとみられている。

国際的な食料需給の不安定化は、世界の平和・共存が脅かされる事態に直結する問題であると認識し、世界平和を希求する我が国としては、そうした事態を回避するため、国際的なリーダーシップを発揮して積極的に取り組む必要がある。

よって政府は、世界各国の農業生産の強化を基本とした食料の安全保障が確実に確立されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 我が国は、食料自給率がカロリーベースで39%と、世界最大の農産物純輸入国であることから、ぜい弱な農業構造の改革や日本型食生活の実践等、生産・消費の両面から食料自給率の向上に取り組んでいるところであるが、昨今の国際的な食料需給のひっ迫等にかんがみ、この取組の一層の強化を図ること。
- 二 我が国は、国際約束に基づいて毎年約77万トンのミニマム・アクセス米を輸入しているが、今後ともこれを続けることは、米の世界市場における価格暴騰・需給ひっ迫をさらに促進しかねない要因になるとの懸念があることから、その輸入については、平成6年5月27日の「ウルグアイ・ラウンド農業協定における米のミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解」に基づいて、適切に対応すること。
- 三 国際的な食料安全保障の確保に向け、本年7月に北海道で開催される洞爺湖サミットにおいて、本年6月に国際連合食糧農業機関が開催した「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」での議論を踏まえ、アフリカ諸国等途上国に対する食料の需給ひっ迫・価格高騰問題への緊急的な支援策はもとより、気候変動や原油価格高騰問題等を含めた包括的な枠組みによる抜本的な対応

策を提案すること。

四 食料の輸出規制については、その発動に当たっての国際ルールの明確化を図るとともに、一定の場合に食料輸出国に対し、輸入国との事前協議の義務付け等、実効性のある規律強化策について国際的な合意を得るべく、WTO農業交渉の場等での働きかけを強めること。

五 穀物を原材料とするバイオ燃料の生産拡大は、食料不足や飼料価格の上昇等を引き起こす懸念があることから、バイオ燃料の増産に当たっては、食料・飼料供給との適切なバランスに配慮することが各国共通の取組となるよう、洞爺湖サミットをはじめ、国際会議の場等で積極的に働きかけること。

六 途上国の食料問題に対する我が国の具体的な施策については、本年5月の第4回アフリカ開発会議で取りまとめられた「横浜宣言」の趣旨にのっとり、アフリカをはじめとする途上国の自立的な開発の促進を支援し、農業の生産性向上・生産拡大を図る観点から、農業分野における基盤整備や人材育成、研究開発等を軸とした支援を着実に実施すること。

右決議する。